令和5年度事業計画

公益社団法人長野県建築士会

I はじめに

長野県建築士会は、昨年度に昭和27年創設から70年目の節目を迎え、4年越しとなった建築士フォーラムと併せて記念事業を行い、改めて当会の設立意義を確認し合うとともに、これまでの活動を振り返り、様々な厳しい情勢にあっても、組織の力量を高めながら建築士の職能を活かして地域に貢献し、期待に応えることのできる活動を推し進めていくことを誓い合いました。

社会の情勢は、長く制約を受けてきた新型 コロナウイルス感染症による対策が、国の施 策転換が示されたことにより、新たな展開が 期待されています。

地球的規模で進む地球温暖化現象に対応して、建築界においても2050ゼロカーボンを目指した施策を官・民の連携で進めていかなければなりません。こうした様々な時代の要請に応えるべく、当会が公益社団法人に移行して5年目を迎えた今日、改めて公益法人として、また、建築士という資格者が組織化して活動を行うことの意義を確認して、これからも会員一人ひとりが社会の一員として、また、建築士会という組織の一員として活動を推進してまいります。

Ⅱ 事業推進に向けた基本方針

これまでに諸先輩のたゆまない努力と惜し みない貢献によって培われてきた活動と組織 を受け継ぎつつも、変化し続ける社会の流れ を的確に把握しつつ、何よりも会員の思いに 寄り添った活動を展開してまいります。

その基本は、建築士会全体が地域社会の要請に応えることができる強固で柔軟な組織体

制と健全な財政運営に加え、会員個々が建築 士会の事業目的を理解し、主体的にその事業 や活動に関わることです。

しかしながら、こうした基盤となるべき当 会の組織と財政は、業界が抱える構造的な課 題と共に、社会構造の変革による個人意識の 変化も伴って、会員減少と共にこれに連動し て財源不足が顕在化し、これまで様々な検討 と施策を講じたてきたものの、この状況を脱 することができないまま、今日に至っていま す。

これまでにも提起しているとおり、会員一人ひとりが当会の現状を認識し、社会情勢の変化に対応できる組織を、会員相互の理解と連帯によって再構築することを再提起します。そして、昨年度までの組織、活動の総括の上に立って、事業計画の提起に当たって以下の三つの基本方針により事業を推進します。

1 地域に根ざした建築士会

建築士会は支部から各都道府県単位士会、そして建築士会連合会の活動に会員はもとより 建築士以外も含め様々な事業、活動に参加する 機会が与えられ、また、建築士の職能を活かし て、災害時の支援活動等の地域貢献活動の幅が 広がっています。建築士会のそれぞれの段階で の参画は、個人あるいは組織としての情報共有 や交換によって、ひとづくりや地域を知りその 知識を地域貢献という形で返していくことを 可能としています。

資格者団体である建築士会には様々な知識、技能を持った会員が集まり、幅広い世代の構成となっています。また、裾野のひろい建築・住宅産業においては、関連する団体、機関も多く、これらの団体に加入する会員も多く、このよう

な関係団体等との協働した活動や建築士を志 す学生等にもアプローチが可能な立場にあり ます。こうした利点を意識しながら、これまで 以上に利点を活かす取り組みが必要であり、そ のために組織の活動の基礎単位である支部が 地域を起点として様々な活動を進めることが できるように情報交換や交流を深め、本会や支 部を越えた組織的な人的支援や財源措置を行 います。

歯止めがかからない会員減少への対応に決定打はありません。退会の理由は、「建築士会に加入している意義や意味を見出せないこと」、「会員としてのメリットが感じられないこと」が主な理由としています。

建築士会の活動に魅力を感じて携わってき た会員が、事業、活動に参加することによって 有形、無形のメリットを感ずることができるこ とが何より必要です。例えば公共入札制度にお けるCPD制度の活用の幅を広げることなど、 享受することのできる制度の効果を検証して、 関係機関に対して働きかけを行うことが必要 です。また、ヘリテージマネージャーや景観ア ドバイザー等の称号を得た会員や様々な講習、 研修を受けた会員が、その資格や知識・技能等 を活用できる仕組みや場を提供することも必 要であり、地域の建築士ならではの特色を活か した建築物の設計、施工技術、あるいは地域文 化を活かした提案等ができれば、参画した建築 士の活動や事業が地域に貢献していることへ の自負を実感でき、そして建築士会に加入して いることが報われることにつながることとい えます。

2 改革 (変革) に立ち向かう建築士会

平成25年の一般社団法人、そして平成31年の公益社団への移行と、長野県建築士会はこの10年は組織の改革(変革)の時代でありました。理事会による運営体制が確立され、総会や理事会という機関会議による企画・運営への移

行、そして委員会組織もその時折の活動の要請 に応えるための改革を行ってきました。

令和3年度には委員会組織を見直し、委員 構成もブロック単位の選出にするなど、大きく 体制を見直して活動を進め、並行してブロック、 支部そして末端の会員への情報の提供と収集 のあり方を模索し、できることを最大限実行に 移してきました。コロナ禍における通常の活動 とは異なるなかで十分な検証が行うことがで きないまでも、委員会設置の目的や活動の内容 によって様々な課題が指摘されてきました。

加えて昨年度には、法人改革部会での論議の 積み重ねによって、業務執行理事会に対して 「法人改革に関する提言」が行われ、4つの改 革に 9 項目の提言が盛り込まれています。業 務執行理事会として、この提言を実現に移すた めの「実施設計」となる具体的な施策を、この 2 年間で論議して示すこととします。

提言とは別に、令和4年度まで論議が行われてきた「収支改善検討委員会」での財政の健全化の提言があります。事務局体制の見直しを中心に一定の提言が行われ、その具体策として本年度から順次事務局体制の見直しを具体化します。当会の長期的な財政運営のあり方を更に検証しつつ、他の建築士会の運営も参考として引き続き財政の健全化に取り組みます。

加えて、これらの提言に対する検討とともに、 これからも時代の要請に応えるための組織や 活動の見直しを必要な時期に行っていきます。

また、建築士会館の維持・管理や存続の可否を含めたあり方が課題となっています。さらには、支部を含めた事務局体制のあり方や事務局における業務のIT化の推進も課題です。こうした課題を積極的に当会のテーマとして捉えて、会員からの提言を求める取り組みも行います。

3 集える建築士会

ここ数年新型コロナウイルス感染症対策に

よるリモート会議が主体となり、会員相互の懇 親の機会も減っています。効率化や経費節減に は効果的ではあるものの、会員相互の意思疎通 が希薄になり、活動の推進への影響が懸念され ています。「顔の見える」組織であることが活 動の維持と活性化には欠かせない重要な要素 です。会員が一堂に会することのできる事業が 少ない中で、総会や建築士フォーラムの新たな 運営方法の論議が期待されています。顔の見え る、できる限り多くの会員が集うことのできる 事業、活動を企画することを目指します。

会員の高齢比率が高まり、若い会員の加入が 少ない現状ではありますが、世代を超えた知識、 技能の継承、設計系と施工系会員の相互の情報 交換や互いの知識・技術の交流等を行うことに よって、会員同士のスキルアップと会のそのも のの魅力向上を図ります。

柔軟な組織を確立し、委員会組織のあり方や 会員の事業への関わり方を見直し、誰もがいつ でもどこへでも参画できる仕組みを構築する ために、その時折の活動に対応して、会員が集 うことのできる企画を運営するための部会を 適時に設けるなど、会員相互の交流の場を醸成 していきます。

また、こうした仕組みを建築士会以外の関係 団体へも波及させ、更に広範な活動を展開でき る仕組み作りを目指すとともに、その中でも当 会がリーダー的役割を担えるよう取り組みま す。

Ⅲ 基本方針を実現させるための組織・事業のあり方

1 事業実施において捉えておかなければならない事項

建築士会は、建築士の資格者団体として法令 (建築士法) にその目的が定められています。 また、法令に則って、法人としての定款を定め、 この定款は「公益社団法人」としての関係法令 に適合するものとして知事からの認可を受けているものです。

こうした関係法令等の規定を再確認して、基本方針を実現させるための具体的な事業を展開していきます。以下に関係法令などの規定を提示したうえで、具体的なあり方を示します。

〇建築士法: 抜粋

第五章 建築士会及び建築士会連合会

- 第 22 条の 4 その名称中に建築士会という 文字を用いる一般社団法人(次項に規定す るものを除く。)は、建築士の品位の保持 及びその業務の進歩改善に資するため、建 築士に対する建築技術に関する研修並び に社員の指導及び連絡に関する事務を行 うことを目的とし、かつ、建築士を社員と する旨の定款の定めがあるものでなけれ ばならない。
- 2 その名称中に建築士会連合会という文字を用いる一般社団法人は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、建築士に対する建築技術に関する研修並びに社員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、かつ、前項に規定する一般社団法人(以下この条において「建築士会」という。)を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならない
- 3 前二項に規定する定款の定めは、これを 変更することができない。
- 4 建築士会及び第二項に規定する一般社 団法人(以下この条において「建築士会連 合会」という。)は、成立したときは、成 立の日から二週間以内に、登記事項証明書 及び定款の写しを添えて、その旨を、建築 士会にあってはその主たる事務所の所在 地を管轄する都道府県知事に、建築士会連 合会にあっては国土交通大臣に届け出な ければならない。

- 5 建築士会及び建築士会連合会は、建築士 に対し、その業務に必要な知識及び技能の 向上を図るための建築技術に関する研修 を実施しなければならない。
- 6 国土交通大臣は建築士会連合会に対して、建築士会の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は当該建築士会に対して、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、必要な事項に関して報告を求め、又は必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

〇公益社団法人長野県建築士会定款(抄)

(目 的)

第4条 本会は、建築士の品位の保持及びその 業務の進歩改善に資するため、建築士に対す る建築技術に関する研修並びに会員の指導 及び連絡に関する事務を行い、併せて会員の 交流と協力のもとに資質向上を図り、もって 社会に貢献することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、 次の事業を行う。

- (1) 建築士の資質向上のために必要な事業
- (2) 建築士業務の進歩改善及び推進のために 必要な事業
- (3) 建築士制度の維持及び発展のために必要な事業
- (4) 建築士の職能を活かした地域貢献のために必要な事業
- (5) 会館の運営及び管理
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

〇公益社団法人としての役割

「公益法人」とは、公益の増進を図る目的を もって法人の設立理念に則って活動する民間 法人であり、志ある者の集まりが公益社団法 人として、不特定多数の者の利益の増進に資するか否かの基準として公益性に資する活動をしているかという「公益性」と公益目的事業を行う体制・能力があるかという「ガバナンス制」の基準を満たす団体であることをもって、国又は都道府県の認定を受けています。また、公益目的事業比率が50%以上であることや法人内会員や役員に対して特別な利益を与えてはならないとされています。

長野県建築士会が平成31年4月に公益社団法人として長野県知事より認定を受けたことにより、「公益社団法人」と名乗ること意義は、こうした公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく基準に適合したことにより、社会的に公益性が高く信頼性のある団体として認知されたといえます。

2 役員任期2年に連動する事業計画

当会の運営を司り、事業を推進するのは理事会であり、その中でも業務執行理事会は企画・運営の中枢機関として責任があり、執行機関として機能しなければなりません。理事会を構成する理事の任期は2年間であり、この事業期間における事業執行に責任を持ち、主体的に運営することが必要であるという観点から、単に1年間のみの事業計画ではなく、任期期間における目標とその達成向けた具体的な施策を推進するという事業計画に転換します。

なお、2年目となる次年度の事業計画は、次 期総会において計画の中間年として位置づけ、 1年間の事業の総括の上に立って、必要な部分 の修正のみ行う事業計画を提起することとし ます。

3 より柔軟な組織体制と事業運営

組織は"かたち"ではなく、その運営そのも のが大切であり、そして、その運営を担う"ひ と"によって事業や活動のあり方や評価が決ま ります。従って、これまでの委員会中心の組織体制を、活動や事業に着目して、当会が行うべき事業や活動に即して、以下の方針に基づき、「適時・適任」の人選による運営方式に移行することとします。

委員会組織を見直し、当会が主体的に実施する講習・研修や活動を企画・運営する「建築活動委員会」、連合会や地方公共団体等からの受託業務を運営する「事業委員会」、青年・女性によるこれまでの事業を引き継ぎ、次代を担う会員の育成や会員増強を目的とした「青年・女性委員会」そして、災害時の支援活動に特化した活動をコーディネートする「防災委員会」の4つの委員会とします。

会の組織や運営に関する基本的な方針や改革に向けた事項を検討するために業務執行理事会(三役会)の中からの人選に加えて会長が人選するメンバーによるTF(タスクフォース)を新たに組織し、加えて、4つ委員会に属さない事業や横断的に行う活動の調整などを行う総務部会をTFの付置機関として設けます。

なお、各委員会が行う事業ごとに従来組織してきた委員会や部会を整理し、メンバー構成は、 それぞれの委員会ごとに異なる選定方法を確立することとします。

4つの委員会のうち、建築活動委員会と事業 委員会の委員長には副会長を置き、青年・女性 委員会と防災委員会の委員長は会長が推薦す る者とします。委員は委員会ごとに事業や活動 ごとに「適時・適任」の人選により別に定める 方法で選出することとします。委員会では、事 業を実施するための具体の企画案を理事会へ 提案するとともに、決定された事業の運営を中 心的に担うこととします。

防災委員会は、会全体の防災活動方針を論議するとともに、会全体での講習会などを企画・ 運営することとし、委員会における論議結果や 支部間の情報の交換・共有に関しては、支部長 会と連携して行います。

昨年度創設した「支部長会」、「委員長会」

を引き続き組織し、会員が何を望み、何をしたいのかを支部から吸い上げ活発な論議をする場として支部長会を位置付けるなど、その創設趣旨を再確認して、支部内での体制作りを含めて一層機能の充実と効果的な組織運営の一環として機能させます。

なお、こうした運営体制は固定的に捉えるのではなく、当会全体での縦横無尽に機能できる体制構築とより広範な会員の結集により会への帰属と相互の情報交流も含めて機能させることにもつながる仕組みとして位置付けます。

4 改革提言に対する具体的な施策を提示

昨年度「法人改革部会」からの提言事項を業務執行理事会としてこの 2 年間において具体化に向けて論議を進めることを明らかにしています。

提言に示されている、(1) 構造改革[①代議員制の廃止、②総会とフォーラムの統合、③決算期の変更]、(2) 組織改革[①副会長の選出、②副会長及び常務による委員会運営の必要性、③キャビネット会議の形成]、(3)(4) 財政改革・意識改革[①創造と解決の役割分担、そして②創造の手法、③解決の手法]の提言を現状の組織課題を検証し、実現に対する障壁の把握とこれを克服する方策を示しつつ、具体的な手続きなどの内容を検討することとします。

5 情報伝達と共有の課題克服

また、令和3年度の組織再編の検証が不十分なままに新たな組織の見直しを行うこととなりますが、これまでに論議されてきたブロックあるいは支部への理事会、委員会の決定事項の周知方法が不明確であることなど、これまでの課題を引き続き組織見直しに併せて検討し、常に改革していくという柔軟な姿勢で臨むことが必要です。

本来、情報は意識を持って吸収するものです。

発する側の意識のみでは情報は共有できないことを基本に据えて、情報の流し方や内容を受け手側の立場で検討することが必要であり、こうしたごく基本的な事柄についてできる限り広範な論議によってあり方を検討します。

6 with・after コロナに対応した事業運営

コロナ禍における IT による組織運営は常態 化しています。会議はもとより、講習・研修に おいても、リモートが基本となっています。事 業運営が「コロナだから」といった安易な考え 方で結論を出すのではなく、顔の見が見え、心 が通う事業運営にも配慮しながら、リモートに よる事業の選択を行っていきます。

また、オンラインが故の利点も生かして、講習会、研修会の録画を活用した「アーカイブ」 講習を積極的に実施します。

また、IT に対応した事務局体制や職場環境 の構築とともに、セキュリティにも十分配慮し て必要な機器やツールの利用を勧めます。

7 志をひとつに地道な活動を推進

厳しいときこそ組織の力量が試されています。単に批判的な論議ではなく、会員自らが建築士会に加入していることの意義と意味を再確認するとともに、現状の認識の上に立って、相互理解に基づく論議を発展させることによって、今後の建築士会のあり方の答えを見つけだすことが必要です。

会員減少による会の存続という大きな命題 とともに、会員相互が同じ志を持ち、同じ方 向に向けて活動を地道に進めていくことが何 より大切です。そして、会(理事会)は会員 個々の心に落ちる明確で実現可能な方向性を 示さなければなりません。

Ⅳ 具体的な事業の計画

事業計画の策定に当たっては、当会の定 款に定める「目的」と「事業」、さらには公 益社団法人として推進すべき事業を基に、 その実施年度における社会情勢等を背景と して具体の事業を組み立てます。改めて、公 益社団法人としての事業を明確にしつつ、 具体的な事業を示します。

なお、昨年度計画に引き続き、これまでの 委員会ごとに示していた行事内容を示す事 業計画から、事業執行の決定が理事会の権 限であること改めて確認するとともに、定 款第5条に規定する事業区分を基に、その 事業の必要性と位置づけを明確にしたうえ で、具体の事業とその事業を担当する委員 会を示すこととします。

また、委員会は当会の目的を達成するための事業を具体的に実施する実行組織であるとともに、事業計画に示して事業を具体的に運営するための計画を理事会に提案するための論議を行う組織であることを委員会内で共有することとします。なお、建築士試験等の受託業務等の一部の事業を除き、当会が実施する多くの事業は、関係する委員会をはじめ、支部を含めた当会全体で取り組みます。

以上の基本的な事業計画提案の考え方に 基づき、以下に、定款第5条に規定する事業 区分ごとに事業計画を示します。

1 建築士の資質向上のために必要な事業 [公 益的事業]

(1) 講習会・研修会受託業務

建築士法などの関連法令に基づき受講が 義務付けられている次の講習事業を、国土 交通大臣から講習登録機関の指定を受けた 公益財団法人建築技術教育普及センター及 び公益社団法人日本建築士会連合会からの 受託により当会が実施します。 また、建築士会連合会等の関係団体からの要請のある法定講習に該当しない、関係 法令の改正に伴う説明会をはじめ、建築技術、知識の向上を目的に行われる講習・研修 を実施します。

本年度事業として当会が受託を予定している事業は以下のとおりです。

① 建築士定期講習業務(法定講習会)

一般社団法人長野県建築士事務所協会との開催時期、回数を協議し、年度内に4回実施します。

[担当:事業委員会]

② 既存住宅状況調查技術者講習業務(法定講習会)

令和5年度は、本講習が始まった年度 の受講者の一番多い更新の年度となり ます。これまでの受講者の状況とオンラ イン受講への移行を勘案して、新規1回、 更新時講習2回を実施します。

[担当:事業委員会]

③ 省エネ改修アドバイザー講習会

長野県が実施する「建築物の省エネ改修サポート制度」に基づき実際する「省エネ改修アドバイザー」の登録のための講習会を県から受託することとなった場合は、県との協議に基づき実施します。
[担当:事業委員会]

④ 木活協からの省エネ関連講習会

国からの受託機関である「木を活かす 建築推進協議会」からの再委託による、 建築物の省エネ関係講習会について、事 業が行われる場合は、会員以外も含めて 講習会を運営します。

[担当:事業委員会]

(2) 当会が主体的に行う講習会・研修会事業 建築士の資質向上を目的に、近年の建築 技術の高度化、複雑化やこれに伴う建築基 準法の改定に的確に対応し、業務の適正な 実施が担保されるよう、当会独自の講習、 研修を企画・運営します。なお、本事業は 公益事業として、会員のみならず広く会員 以外の建築士も対象として実施します。

こうした講習会の講師には、講習内容に 応じて、身近な会員を講師に据え、より身 近で実践的な講義内容も企画します。

① 伝統的構法建築物改修総合実務講習会

令和4年度から2年間で合計12講座 の講習を引き続き実施します。なお、講 座内容によって「公開講座」として、誰 もが受講できる機会を設けます。

また、講習資料等を取りまとめ、実務に役立てるための教本を編纂します。

[担当:建築活動委員会]

② 建学会

会員の作品をはじめ、先進的な作品を 対象として見学を行う、「建学会」を開 催します。

[担当:建築活動委員会]

③ 海外研修

建築に関する知見を広める観点から 「海外研修」の実施に向けた企画を新型 コロナ感染症対策も考慮しつつ検討を 行います。

[担当:建築活動委員会]

④ 景観アドバイザースキルアップ講習 景観を主体として、地域のまちづくり を支援する「景観アドバイザー」のスキ ルアップのための講習を実施します。 [担当: 建築活動委員会と景観整備機構及び景

【担当: 建築店動委員会と景観整備機構及び景観アドバイザー協議会による協働事業]

⑤ ヘリテージマネージャースキルアップ講習

歴史的建造物の維持・保全をはじめ、 それらを活かしたまちづくりを進める ために、ヘリテージマネージャーのスキ ルアップ講習を実施します。また、建築 士会連合会の全国ネットワークに参画 して、情報共有を図ります。

[担当:建築活動委員会とヘリテージマネージャー協議会との協働事業]

⑥ インスペクション研究会員のスキルアップ講習

既存住宅ストックの活用促進のために、インスペクション技術の向上を図るための研修会を実施します。なお、引き続き既存住宅状況調査技術者講習修了者のうち、当会会員にはインスペクション研究会への加入を勧めます。

[担当:建築活動委員会と住宅インスペクション研究会との協働事業]

⑦ 被災建築物応急危険度判定講習会

地震等により被災した建築物の余震 等による二次災害を防止し、住民の安全 を確保するために、被災建築物応急危険 度判定士を養成する講習会を県との共 催で実施します。また、応急危険度判定 作業をコーディネートするコーディネ ーター養成講習が行われる場合は、を長 野県と共催して開催します。加えて、地 震以外の自然災害に対応した災害時に 被災者を支援するコーディネーター制 度の仕組みを検討します。

[担当:防災委員会]

⑧ 被災建築物被害度認定方法講習会

災害後における被災建築物の罹災証明 のための認定調査は、市町村が行うこと となりますが、これまでにあったように、 震災時には特に自治体職員のみでは対応 が困難となるため、建築技術者としての 応援体制の確立も視野に入れつつ、認定 方法(内閣府による調査方法)を修得す るための講習会を実施します。

[担当:防災委員会]

⑨ 建築士法第22 条の4の5の規定に基づく研修

建築士法第22条の4の5に定められた研修を含め、建築士の建築技術の高度

化、複雑化やこれに伴う建築基準法の改 定等に対応して、建築士会連合会をはじ め、建築関係団体との連携、協働により 実施します。

[担当:建築活動委員会]

(3) 長野県建築文化賞の実施

建築設計技術や施工技術の向上と長野県の建築文化の発展を目的に、新築建築物はもとより、既存ストックの活用を含めた作品を募集し、最優秀賞の長野県知事賞の授与をはじめとした優秀な作品を有識者の審査により選定・表彰を行います。

なお、本事業は隔年で実施しており、令和 5年度は次年度実施に向けて準備をおこない、 募集、審査を令和6年度に行います。

[担当:建築活動委員会]

2 建築士業務の進歩改善及び推進のために必要な事業「公益的事業」

(1) 継続能力開発 (CPD) 制度の運営

建築士が自ら専門家としての知識、技能の維持向上を図ることにより、質の高い建築物の提供に資するため、様々な研修会等の受講や社会貢献活動を行うことで単位を付与し、消費者に研修実績を提示することを目的に、事業ごとに建築士を含む全ての建築技術者の育成を目的としたCPD制度を適正に運営し、建築技術者の育成を図り、安全・安心な建築安全性向上や品質確保による県民の利益の擁護及び増進を図ります。

なお、本制度が公共工事等における入札制度の加点要件となっていることに加え、昨年度からCPD制度が経営事項審査における加点事項となることから、認定事務の一層の適正な運営を行うこととします。

[担当:建築活動委員会)]

(2) 建築士の職能、専門分野を共有する活動

建築士個々が持つ職能、あるいは専門分野における特化した知識、技能又は経験を、会員をはじめ建築士全体で共有できる場を設け、世代間、分野を超えた交流を行うことによって、建築士としてのスキルをアップさせるとともに、建築士業務の社会的地位を高めます。また、こうした機会を捉えて会員増強や組織の活性化を図ります。

[担当:建築活動委員会)]

- (3) 建築に関する制度、課題等の調査・研究 建築士の職能を活かして、建築に関する 情勢変化や社会からの要請にも応えて、建 築に関する様々な分野の集合体でもある当 会の組織力も動員して、主体的な調査・研 究に取り組みます。
 - ① 気候風土適応住宅認定指針の提言 建築物省エネ法(旧法)に規定された「気 候風土適応住宅」の所管行政庁が示す認定 指針の策定に対して、当会としての意見反 映のために検討を引き続き行います。

[担当:建築活動委員会]

② まちづくり等の調査・研究活動 地域におけるまちづくりや既存ストック の活用等をはじめとした課題に対応した調 査・研究を実施します。

[担当:建築活動委員会・支部]

(4) 2024建築士フォーラムの企画・運営

昨年開催した新たな建築士フォーラムの実施内容を検証しつつ、これまでのフォーラムのあり方の検討結果に基づく隔年開催方針に基づき、令和6年度の南信ブロック内開催に向け、令和5年度には企画を行います。

[担当:業務執行理事会(TF)及び総務部会]

3 建築士制度の維持及び発展のために必要な 事業[公益的事業]

(1) 建築士試験業務

建築士の資格団体として、一級・二級・ 木造建築士の試験に関する業務を国土交 通大臣及び都道府県知事の指定試験機関 である公益財団法人建築技術教育普及セ ンターから受託して実施します。新型コロ ナウイルスに対応して、申し込み受付は普 及センターによる受付となりましたが、試 験運営は引き続き本会が実施することと なるため、適正な試験運営に努めます。

[担当:事業委員会]

(2) 建築士の登録・閲覧業務

建築士試験に合格した者の建築士名簿への登録をはじめとした建築士登録業務と消費者への建築士の資格の有無、処分の有無、定期講習の履歴事項等の閲覧業務を、二級・木造建築士については長野県知事から登録機関の指定を受け、一級建築士については国土交通大臣の中央指定機関である公益社団法人日本建築士会連合会から受託して実施します。

なお、令和2年3月からの建築士試験制度の改正と、これに伴う免許登録事務の改正が行われ、実務経験審査を中心により厳格な審査が求められています。関係機関との協議の基に、登録事務のより適正で効率的な運用を図ります。

[担当:事業委員会]

(3) 専攻建築士の認定

建築士の免許取得後、必要な実務経験年数と責任のある立場での実務実績を有し、継続能力開発 (CPD) 制度による一定の履修単位登録を行った者を対象に審査し登録する専攻建築士制度の促進と申請者の認定を行います。

[担当:建築活動委員会]

(4) 建築士資格取得のための講習会の開催

建築士の資格取得を促進と会員増強の 取り組みとも位置づけ、製図試験の課題の 内容を確認し、また、新型コロナウイルス の感染状況に配慮しながら、県内の類似施 設の見学を企画します。

[担当:青年・女性委員会]

(5) 建築士制度の普及活動の実施

以下の当会独自のイベントや情報発信を通して、建築士制度を普及するとともに、社会的な地位向上を図ります。また、それぞれのイベント、行事の実施過程において関わる県民等への建築士会及び建築士制度の普及・啓発を併せて実施するとともに、情報発信の方法や内容について、より効果的で充実した内容となるよう検討します。

① 建築士セッション

令和元年までの信州環境 ECO コンテスト との共催から実施が見送りとなりました。 改めて開催趣旨や内容を組み立て直して、 実施の可否を含めた検討を行います。

[担当:業務執行理事会(TF)及び総務部会]

② 信州環境 ECO コンテスト

これまでの実施結果を検証して、継続事業として信州環境 ECO コンテストを実施します。

また、これまでのコンテストにおいて最 優秀賞や優秀賞を受賞した作品の実現化を、 県産材利用や建設労連、材料メーカー等と の連携により検討します。

[担当:青年・女性委員会]

③ 建築甲子園の実施

建築士会連合会が実施する「建築甲子園」 を県内建築系学科のある高等学校に参加を 促し、必要に応じてワークショップなどを 実施します。

また、信州環境 ECO コンテストとの棲み 分けをして、両事業についての今後の実施 方針を論議します。

「担当:青年・女性委員会]

④ 会報「建築士ながの」の発刊

毎月1回の会報を編集会議を開催して発 行します。なお、各支部に通信員を配置し て、支部からの情報収集を行います。

また、会報への賛助会員が行う講習会や 商品発表などを掲載するなど、財源確保を 含めた相乗効果が期待できる取り組みを進 めます。

[担当:編集部会]

⑤ ホームページの運営

当会のホームページ及び支部のホームページをより充実させ、会報と同様な賛助会員への対応を行うとともに、一般からもアクセスしやすい構成を検討します。

[担当:総務部会(編集部会)・支部]

⑥ 新聞などの媒体を通して当会の活動、事業を積極的に情報発信します。

[各委員会、支部]

4 建築士の職能を活かした地域貢献のために 必要な事業 [公益的事業]

(1) 災害支援活動

気候変動に伴う自然災害は、地震災害に 止まらず、また、場所を選ばず発生します。 当会は、こうした災害に対応して、発災後 の被災者への応急的措置やその後の復旧 に向けた調査・相談を建築士としての職能 を活かして取り組むとともに、平時におい ては、現状の災害支援の課題の把握と、そ の課題の克服に向けた検討と実際の体制 等の整備を進めるとともに、災害に強い建 築物やまちづくりを促進するため技術・知 識の普及、提言活動と発災時に被災者の相 談ニーズに応えることのできる相談員と してスキルをアップするための研修を実 施します。

① 被災建築物応急危険度判定活動

平成24年1月18日、知事と当会との間で締結した「災害時における建築物災害応急活動の協力に関する協定」に基づき、震災時の被災建築物応急危険度判定活動を県からの要請に基づき当会が判定士への連絡を行うこととなっていることから、引き続き、平時から連絡体制の整備及び訓練を実施します。

[担当:防災委員会、支部]

② 避難施設の応急危険度判定活動

支部と市町村との協定(令和元年7月 現在県下72市町村と締結済み)に基づき、 震災時における避難施設の応急危険度判 定を実施するための現行の課題を引き続 き検証し、実動可能な体制を市町村とも 協議しながら確立することを目指します。 また、すべての市町村との協定締結を追 求します。

[担当:防災委員会、支部]

③ 災害時の被災者相談支援活動の実施

地震災害以外の災害における被災者支援の体制については、引き続き「長野県災害支援建築団体連絡会(事務局:一般社団法人長野県建築士事務所協会 建築関係5団体で構成)と知事との間で締結した「災害時における住宅相談の実施に関する協定」に基づき発災直後における被災者への相談支援を行います。

[担当:防災委員会]

(2) まちづくり支援活動

① 連合会のまちづくり部会との連携

建築士会連合会による6つの部会(景観、防災、歴史、街中(空き家)、福祉及び木のまちづくりの6部会)の活動と連携して、当会が主体となった地域におけるまちづくりを建築士の職能を活かして支援します。なお、連合会の各部会と当会との連携や情報共有のあり会について検討します。

[担当:建築活動委員会(主たる委員会)]

② まちづくりファシリテーターの養成 地域からの「まちづくりファシリテーター」派遣の要請に応ずるとともに、景観アドバイザーをはじめとした、まちづくりを 進めるためのスキルをアップするための講習・研修を実施します。

[担当:建築活動委員会・事業委員会]

③ 地域との協働まちづくり活動

地域におけるまちづくりの課題を掘り 起こすとともに、地域住民や行政と一体と なったより良いまちづくりのための論議 や行動に主体的に参画していきます。

特に支部での市町村関係部署との連携による地域課題への対応やまちづくりの提言活動を積極的に行い、地域での建築士会活動をPRしていきます。

[担当:建築活動委員会・事業委員会、支部]

④ まちづくり交流活動の推進

「関東甲信越ブロックまちづくり交流会」など他の単位建築士会をはじめ、建築関係団体との共催あるいは連携により、会員のまちづくりに関する見聞を広め、知識・技術力の向上を図り、加えて、参画した地域等のまちづくりへ貢献します。

[担当:建築活動委員会・事業委員会]

⑤ 地域貢献活動支援事業の推進

過去に運用してきた「地域貢献活動センター」による現制度を廃止したうえで、これまでの目的を継承して、より効果的に財源(地域貢献活動基金)を活用できる新たな制度確立に向けた論議を進め、事業計画期間に理事会の議決を得て実施します。

[担当:事業委員会、支部]

(3) 消費者(空き家)相談等の活動

① 空き家相談活動の実施

平成 27 年に創設した「長野県空き家対策 支援協議会(事務局:本会)」及び平成 29 年度創設した「長野県建築相談連絡会(事 務局:本会)」に主体的に関わり、消費者からの建築、住宅及び空き家に関する総合相談窓口として機能させます。

[担当:建築活動委員会、支部]

② 消費者相談活動の実施

空き家をはじめとした消費者からの相談に応えることのできる相談員を養成するなど、支部における消費者相談体制を構築し、本会ととともに建築(空き家)相談会を定期開催します。

[担当:事業委員会、支部]

③ インスペクション相談の実施

既存住宅状況調査の普及及び適正な調査業務を促進させるための仕組み(インスペクション研究会による調査業務)を普及させ、調査依頼者からの調査に関する相談に応ずるとともに、調査員のスキルアップを図るための講習・研修を実施します。

[担当:事業委員会]

(4) 行政等への支援・提言活動

① 行政機関の審議会委員等の選出

長野県及び市町村、あるいは関係団体からの建築士としての立場(職能)から要請のある審議会、審査会、委員会などへ本会会員を委員として積極的に参画します。また、市町村における同様の要請にも支部として積極的に関わることとします。

[担当:審議会等に参画する会員]

② 県住まいづくり推進協議会等への参画 長野県住まいづくり推進協議会(事務局: 本会)、長野県空き家対策支援協議会(事務局:本会)及び長野県古民家再生協議会な どの住まいづくりをはじめとした事業に積 極的に参画するとともに、これらの組織内 において関係団体との情報を共有します。 [事業ごとに関係する委員会など]

③ 当会が行う調査・研究、あるは地域貢献 活動を通して蓄積された様々な成果や課題

を、県あるいは市町村の施策へ反映させる ための提言を行います。

[担当:全委員会、支部]

5 会館の運営及び管理 [収益事業・一部公益的 事業]

長野県建築士会館の運営・管理に関する課題の検討を引き続き行いつつ、適正な維持管理と収益事業としての健全な会館運営を行います。なお、会館の在り方については、引き続き当会の収支改善に向けた論議と一体に論議を進めることとします。

なお、会館の空き室の活用をリノベーション等の会員参加による提案を求める試みも 検討します。

[担当:業務執行理事会]

- (1) 耐震改修工事や他の大規模修繕費用とテナント確保などの総合的な収支について、より深く論議を行い、会館存続の可否を含めたあり方を検討します。
- (2) 当面は、会館の法定事項を含む点検の実施とその結果に基づく中長期的な維持保全計画を策定し、上記論議にも反映させます。
- (3) 新たなテナントの確保は、上記の論議を 踏まえつつ、テナント料のあり方について も同時に検討しつつ、会館の今後のあり方 の論議過程であること等を提示して入居募 集を進めます。
 - 注)「一部公益的事業」とは、当会をはじめとして当 会が公益的活動を実施していくための拠点と なる施設として位置づけていることを意味す る。
- 6 その他当会の目的を達成するために必要な 事業 [収益事業・一部公益的事業]
- (1) 組織、活動の活性化と健全財政の検討

① 当会の収支改善をはじめとして、中長期的な組織、活動のあり方について令和2年度から進めている論議を継続します。なお、これまでの論議を踏まえて、検討は業務執行理事会で行うこととし、実効性の高い施策の提案ができるよう論議を進めます。また、論議と並行して、現行の会員メリットの周知とともに、非会員を含めた建築士を対象として事業推進を図ることとする建築士法に定められた建築士会の存立趣旨に配慮しつつ、会員増強施策としてのメリットの創設・拡大を検討、実施していきます。

[担当:業務執行理事会(TF)]

② 会員増強施策の推進

新規会員の加入促進や退会の抑制施策は、 会全体の課題として捉え、連合会や他の建 築士会の取り組みの把握を行うとともに、 新規加入者獲得のための方策の検討と現会 員の潜在的な建築士会に対する意識を把握 して、抜本的な課題を明確にしたうえで、 具体的な施策を検討します。

[担当:業務執行理事会(TF)・総務部会]

③ 建築士試験合格者への加入促進

令和2年度から建築士試験及び登録制度 が改正されたこと、また、新型コロナウイ ルス感染防止対策から建築士免許証明者の 郵送が主体となったことに伴い、当面、登 録者には郵送時における建築士会加入の勧 誘文書添付を行うこととしています。引き 続き建築士試験合格者(建築士免許未登録 者)への加入促進方法を検討します。

[担当:事業委員会]

- (2) 建築士資格者団体の職能を活かした事業の実施
 - ① 自治体等からの事業受託 建築士法を遵守したうえで、当会の持つ 職能を活かして、国や地方公共団体からの

事業を積極的に受託します。

[担当:関係委員会·関係協議会等]

[現時点で受託が想定される事業]

・近現代建造物調査緊急重点調査業務 文化庁から建築士会連合会が受託し、長 野県内の対象建造物について当会が調査

実施することとなります。(令和4年度からの継続事業)

・建築物の省エネ改修サポート制度運営業務(継続事業:6年目)

県(環境政策課ゼロカーボン推進室担当) からの受託業務(一般競争入札)として、 引き続き応札することとし、受託した場合 は建築物省エネ改修を促進するための、事 業啓発、普及事業と省エネ簡易診断の業務 運営を実施します。

ふるさと古民家再生支援事業(継続事業: 3年目)

平成2年度設立された「長野県古民家再生協議会(事務局長野県建築住宅課)」に 参画し、協議会構成員として、古民家の活 用による地域活性化を推進します。

- ・建築指導支援業務(継続事業:4年目) 令和2年度から受託(随意契約として当 会が受託予定)している事業として、引き 続き違反建築物の防止を推進します。
- ・二地域居住者向けコンパクト住宅プレゼンテーション(委託料はなし)

新型コロナウイルスによる社会構造の変化に対応して、二地域居住のニーズが高まっていることから、引き続き県と協働してプレゼンテーション活動を実施します。また、作成したプランの新たな展開についても、県との協議を進めます。

(3) 建築関連書籍及び関連保険の販売事業

建築士の建築技術や知識等の補完や日常 業務の遂行で必要となる建築関係書籍や各 種様式の販売事業並びに建築士会連合会に よる各種保険のあっせんを行います。

[担当:本会及び支部事務局]

(4) 建築関係団体からの事務受託

一般社団法人長野県建築士事務所協会、 旧長野県建築物防災協会及び一般財団法 人長野県建築士活動センターから委託を 受けた事務を適正に行います。

[担当:該当する支部事務局]

(5) 会員相互扶助活動

- ① 長野県建築士会サポート店制度の運営を 行うとともに、対象店舗の拡大を進めます。 「担当:総務部会〕
- ② 会員相互の親睦を図るためにゴルフ大会を担当支部の協力を経て実施します。

[担当:総務部会]

注)「一部公益的事業」とは、受託事業であっても単 に収益のみを目的としたものではなく、事業の 成果が地域に貢献できるものとして、公益的な ものとして位置づけられることを意味する。

V 委員会ごとの運営を担当する事業

- ○理事会(業務執行理事会の担当業務) 関係法令及び定款に定められた業務のほか 以下の業務を担当します。
 - 1. 組織再編と法人体制整備の論議
 - 2. 組織合理化と業務改善の検討
 - 3. 建築士会館の運営と今後のあり方の検討
- ○タスクフォース
 - 1. 業務執行理事会から負託された企画立案や組織体制、運営等の検討
- ○総務部会

以下の事業のほか、他の委員会に属さない事 項を担当

- 1. 通常総会の運営
- 2. ゴルフ大会の実施
- 3. SNS (Facebook、LINE 等) を利用した会員相 互の情報交換等の実施検討
- 4. 会員増強に資する事業の検討

○編集部会

- 5.「建築士ながの」の月例発行(700 号発刊記念企画含む)
- 6. 本会ホームページ運営
- ○建築活動委員会
 - 1. 建築文化賞の企画・運営
 - 2.「建学会」の企画・運営
 - 3. 建築士の知識、技能向上のための講習、研修会の企画・運営
 - 4.「建築士の日 (7月1日)」に関する事業の 企画、運営
 - 5. 海外研修の企画

【旧信州木造塾部会の事業】

6. 信州木造塾の実験結果レポートの編纂・発 行 【旧 CPD・専攻建築士制度運営部会の事業】

- 7. 継続能力開発 (CPD) 制度の運営
- 8. 専攻建築士制度の運営

【旧まちづくり委員会の業務】

- 9. まちづくりに関する情報交換と人材育成 【旧住宅ストック活用対策委員会の業務】
- 10. 本会で実施する建築・住宅(空き家を含む) 相談の実施(毎月1回)

○事業委員会

【旧資格委員会の事業】

- 1. 建築士試験受託業務の運営
- 2. 建築士定期講習受託業務の運営
- 3. 建築士指定登録受託事務の実施

【旧住宅ストック活用対策委員会の業務】

- 4. 既存住宅状況調査技術者講習会受託業務の 運営
- 5. 省エネ改修サポート事業業務受託の運営 (受託した場合の担当業務)

○青年・女性委員会

- 1. 青年・女性建築士の集いの企画・運営
- 2. 信州環境 ECO コンテストの企画・運営
- 3. 連合会開催の建築甲子園への対応
- 4. 高等学校等への建築士派遣活動の実施
- 5. 建築士会 PR 活動の企画・実施

○防災委員会

- 1. 自然災害時における支援体制の課題把握と 支援のあり方の検討
- 2. 避難施設の応急危険度判定体制の課題把握と体制整備の検討
- 3. 震災以外の災害における災害コーディネーター制度の検討
- 4. 被災建築物応急危険度判定士講習会(県と 共催)の運営

運営

事業委員会が支援する協議会等の事業 <景観整備機構>

- 1. 景観行政団体からの業務の受託 (景観アド バイザー協議会との協働実施)
- <長野県ヘリテージマネージャー協議会>
 - 1. 歴史的建造物に関する受託業務実施
 - 2. スキルアップ講習会の実施
 - 3. 県外視察の実施

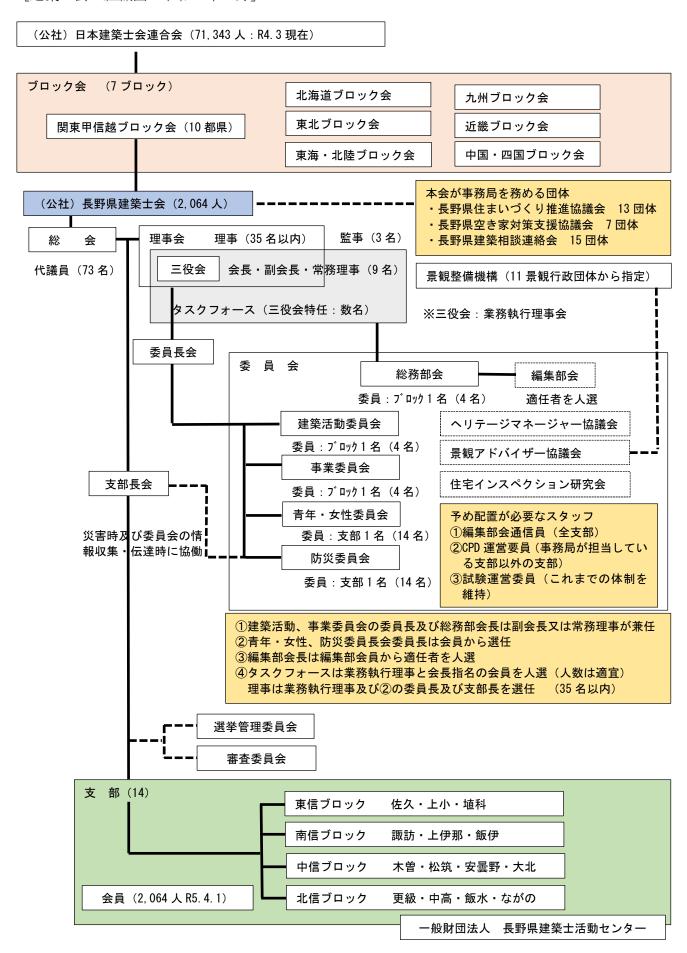
- - 1. 既存住宅状況調査業務のあっせん
 - 2. 適正な調査業務に関する研修会
 - 3. 宅地建物取引業者及び消費者への制度普及 活動と相談業務

<景観アドバイザー協議会>

- 1. 地方公共団体等からの業務受託 (景観整備機構と協働実施)
- 2. スキルアップ講習会の実施

公益社団法人長野県建築士会組織体系

[建築士会の組織図 令和5年4月]



委員会委員等の人選の考え方

「Ⅲ 基本方針を実現させるための組織・事業のあり方」のうち、「3 より柔軟な組織体制と事業運営」 に示している委員会委員等の人選の考え方を以下のとおり示します。

○タスクフォース

三役の中から適任者[会長指名]+会長が指名する会員論議テーマごとに人選を行う(人数を含め)

○建築活動委員会

委員長 副会長(理事)[会長指名] 副委員長 委員長指名 委員 ブロック選出(4名)

[主な担当業務ごとの人選の考え方]

▶これまで実施してきている事業の担当

CPD 運営担当 (プログラム認定担当及び副担当を人選: 各支部プログラム申請担当は支部で人選) 専攻建築士制度運営担当 (委員会の委員から数名人選)

建築・住宅(空き家)相談担当(企画は委員会で担当、運営は各支部)

建築文化賞運営担当(委員会の委員から数名人選)

建学会、建築士の日事業、海外研修企画担当(委員会の委員から数名人選)

信州木造塾担当(旧部会から引き継ぐ会員を人選 担当責任者を置く)

まちづくり事業担当 (委員会+連合会の当会選出まちづくり部会員で構成)

➤上記以外の当会が企画する講習等の事業の担当

講習事業ごとに担当は適任者を人選(委員会委員を問わずその都度検討) 「例えば、現在進行中の「伝統的構法建築物改修の総合実務講習会」がある。]

○事業委員会

委員長 副会長(理事)[会長指名]

副委員長 ブロック選出[委員の中から委員長指名] ※理事への選定を検討 委員 ブロック選出(副委員長を含む4名)

[主な担当業務ごとの人選の考え方]

➤これまで実施してきている事業の担当

建築士試験運営担当 (これまでの資格委員会と同様 [副会長+旧委員長は担当責任者とする]) 定期講習運営担当 (担当責任者と定期講習実施支部を中心に人選)

既存住宅状況調査技術者講習担当(担当責任者のみ人選)

建築物の省エネ改修サポート制度運営担当 (委員会の委員で担当)

▶上記以外の当会が受託する事業の担当

新たな事業ごとに担当は適任者を人選(人数、選出支部等はその都度検討)

○総務部会

部会長 副会長(理事) [会長指名]

副部会長 ブロック選出「部会員の中から部会長指名]

部会員 ブロック選出(副部会長を含む4名)

+編集部会長(事業の内容によって参画)

※総会運営は必要に応じて部会員以外を人選

○編集部会

編集部会長[会長指名]

編集部会員 4名程度(ながの、更級)

編集部会員の他、各支部に通信員を配置(現行体制を継続)

○青年・女性委員会

担当三役[会長指名]

委員長(理事)[会長指名]

委員(これまでの委員会構成に準ずる)

○防災委員会

担当三役[会長指名]

委員長(理事)[会長指名](支部選出)

副委員長 支部選出[委員の中から委員長指名]

委員 支部選出 (委員長及び副委員長を含む 14名)